



情報通

2018. September 9月号

発行：東京税理士会 情報システム部
題字：神津 信一 (四谷)
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

e-Tax個人顧問先が「申告のお知らせ」を確認できなくなる？ ～平成31年(2019年)1月からの個人納税者のe-Tax利用の簡便化とメッセージボックスセキュリティ強化について～ 情報システム部委員 菅沼 俊広

1. e-Tax利用の簡便化に伴う利用方法は？

国税庁では、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31年(2019年)1月から次の2つの方式が導入されることになっています。なお、ID・パスワード方式はマイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応であり、導入後、概ね3年を目途に見直しが行われることになっています。

国税庁では、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月から次の2つの方式を導入する予定です。

- ID及びパスワードによるe-Tax利用 (ID・パスワード方式)**
 - マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします(注1)。
 - 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います(注2)。
 - メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります(注3)。
 - 注1) マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応(導入後、概ね3年を目途に見直し)。
 - 注2) どの手続き段階でもセキュリティ対策の一環。
 - ID・パスワード方式を利用するためには、次のいずれかの方法によりID・パスワード方式の利用の開始手続を行うこととなります。なお、「書面」で届出をすることはできません。
 - 平成30年1月以降に、税務署にお越しください(注4)。
 - 平成31年1月以降に、自宅等において確定申告書作成コーナー「https://www.keisan.nta.go.jp」を利用する方法(電子証明書が必要)。
 - ID・パスワード方式は、税理士の方ではご利用いただけません。
- マイナンバーカードによるe-Tax利用 (マイナンバーカード方式)**
 - マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡単な手順でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。
 - e-Taxを利用するためには、事前に税務署へ届出をし、e-Tax用のID・パスワードの通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手続がなくなります。
 - マイナンバーカード方式は、代理送信にはご利用いただけません。

出典：東京国税局

す。この本人確認は、税務署における職員との対面などにより行うこととなります。なお、税理士はこの方式を利用することはできないことになっています。

②マイナンバーカードによるe-Tax利用 (マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡単な手順でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。マイナンバーカード方式は、本人の電子証明書が必要になるため、代理送信では利用できません。

2. ID・パスワード方式では個人顧問先が「申告のお知らせ」を確認できなくなる？

来年1月以降、個人納税者のe-Tax利用の簡便化とメッセージボックスセキュリティ強化が行われ、本人の電子証明書がなければ「申告のお知らせ」を閲覧することができなくなります。

これは、「申告のお知らせ」に過去の申告内容等他人に知られたくない要配慮情報が記載されていること、また、世界最先端IT国家創造宣言工程表において、「…二経路又は二要素…による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じ…」ることが求められたことから現状のID・パスワードに加えて本人の電子証明書も必要とすることとされたものです。しかし、「申告のお知らせ」の閲覧に本人の電子証明書が必要とされてしまうとID・パスワード方式で申告している場合、予定納税額等が不明となってしまう、実務上問題が生

じます。このため、日税連と国税庁の意見交換により「申告のお知らせ」を税理士に転送する機能が新たに追加されることとなりました。

税理士は、平成30年分所得税及び消費税の申告が始まる前にこの転送手続を行わなければ、個人顧問先の「申告のお知らせ」をメッセージボックスで確認できなくなるため、来年1月20日前後までに転送手続を行うことが必要となります。

なお、「申告のお知らせ」の配信後に転送手続を行った場合であっても、税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が転送されるため、来年1月20日前後までに必ず手続を完了しておく必要はありませんが、繁忙期になるため、早めに手続を完了しておくことが望まれます。

3. 「申告のお知らせ」転送機能について

税理士が顧問先のメッセージボックス「申告のお知らせ」を確認するため、下記図のようにe-Tax上で税理士と納税者が委任関係の登録を行なうことで、委任関係にある税理士のメッセージボックスに納税者の「申告のお知らせ」が転送されることとなります。



出典：東京国税局

転送機能の設定については、顧問先納税者本人が転送設定を行い、税理士がそれを承認することで設定することとなります。

また、国税庁ホームページ「e-Tax利用の簡便化の概要について」⇒「2 税理士業務に係るe-Tax利用の簡便化についてよくある質問」⇒【税理士業務に係るe-Tax利用の簡便化関係】に質疑応答の形式でe-Tax利用の簡便化、メッセージボックスについて説明がされていますので、一読をおすすめします。

URL: http://www.e-tax.nta.go.jp/toiwase/qaindex/yokuaru_08.htm#Link2

TAINS研修会開催のご案内

この研修会では、TAINS (税理士情報ネットワークシステム) に収録されている判例を読み解きます。受講を希望される方は、下記申込票に必要事項をご記入のうえ9月28日(金)までに本会事務局業務課宛にFAXでお申し込み下さい。

<研修会概要>

日時：平成30年10月25日(木) 午前10時～正午
場所：東京税理士会館 2階大会議室
テーマ：「裁判例から見る借地権課税の留意点」
講師：若林 俊之(会員) (足立)
オペレーター：TAINSデータベース編集室 草間 典子 氏
定員：200名 対象：本会会員 受講料：無料

※申込受付後、本会より受講票をFAXでお送りします。
※当日は研修カードをご持参ください。
問合せ先 東京税理士会事務局業務課 TEL: 03 (3356) 4480

TAINS研修会受講申込票

東京税理士会事務局 行 FAX: 03(3356) 4469

氏名	
登録番号	
所属支部	
電話番号	
FAX番号	

情報システム部では電子申告に関する質問(電子申告・電子納税・マイナンバー取扱)を募集します!

電子申告に関する疑問をお持ちの方は、<本会HP>⇒<税理士の方へ>⇒<税理士のためのIT講座>⇒<電子申告等に関する質問コーナー>にアクセスのうえ、「質問内容募集フォーム」にてお送りいただくか、電子メール(johosystem@tokyozeirishikai.jp)にて①氏名②税理士登録番号③質問内容をご記入のうえお送りください。回答は本会情報システム部にて作成後、「電子申告等に関する質問コーナー」ページへ掲載し、総務部メールニュースにてお知らせいたします(支部及び氏名は非公開です)。※ご意見等への個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。